

身体的拘束最小化のための指針

身体的拘束は患者の権利である自由を制限するのみならず、極めて非倫理的な行為であり、基本的な考えに基づいた上でなされるべきである。患者の基本的な人権を尊重できるよう、当院の指針を以下に定める。

▼身体的拘束の最小化に関する基本的な考え方

当院では、患者さんの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、不要な身体的拘束を減らすために具体的ケアを追求することに取り組んでいく。

この指針でいう身体的拘束は、ミトン、介護衣等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

▼緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合

1) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う要件

患者または他の患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、次の 3 要件をすべて満たした場合に限り、必要最低限の身体的拘束を行うことができる。

- ①切迫性：患者本人または他の患者の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体的拘束を行う以外に切迫性を除く方法がないこと
- ③一時性：身体的拘束が必要最低限の期間であること

2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の説明と同意

上記 3 要件については医師・看護師を含む多職種で検討し、医師が指示し、患者・家族等への説明と同意を得て行うことを原則とする。

3) 身体的拘束を行う場合は、当院の「身体的拘束最小化マニュアル」に準ずる。

▼身体的拘束最小化に取り組む姿勢

1) 患者等が行動障害に至った経緯をアセスメントし、行動障害の背景を理解する。

2) 身体的拘束をすぐに行う必要があるかを複数名で評価し、身体的拘束をしなくてもよい対応を検討する。

3) 多職種によるカンファレンスを実施し、身体的拘束の必要性や患者に適した用具であるか等を評価する。

4) 身体的拘束は一時的に行うものであり、看護計画に期間を定めアセスメントを行い身体的拘束解除に向けて取り組む。

5) 身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ①患者主体の行動、尊厳を尊重する
- ②言葉や応対などで、患者等の精神的な自由を妨げない
- ③患者の思いをくみ取り、患者の意向に沿った医療・ケアを提供し、他職種協働で患者に応じた丁寧な対応に努める
- ④身体的拘束を誘発する原因の特定と除去に努める
- ⑤非薬物療法、薬物療法による認知症ケアやせん妄予防により、患者の危険行動を予防する

6) 身体的拘束には該当しない患者の身体または衣服に触れない用具であっても、患者の自由な行動を制限することを意図した使用は最小限とする。

7) 行動を落ち着かせるために薬剤を使用する場合は患者・家族等に説明を行い、同意を得て使用する。患者に不利益が生じない量を使用する。

▼身体的拘束最小化のための体制

院内に身体的拘束最小化対策に係る身体的拘束最小化チーム（以下、「チーム」という）を設置する。

1) チームの構成

チームは認知症サポートチーム（DST）のチーム員と兼ねる。医師、認知症看護認定看護師、社会福祉士、事務員、薬剤師、栄養士などで構成する。

2) チームの役割

- ①身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底する
- ②身体的拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する
- ③定期的に本指針・マニュアルを見直し、職員へ周知して活用する
- ④身体的拘束最小化のための職員研修を開催し、記録をする

▼身体的拘束最小化のための職員教育、研修

- ①研修内容は、全職員に対して実施、身体的拘束最小化と人権を尊重したケアの施行を図る
- ②職員研修は年 2～3 回とする
- ③その他、必要な教育・研修の実施および実施内容の記録をする

▼緊急やむを得ず身体的拘束等を行わざるを得ない場合の対応

患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

- ①緊急やむを得ず身体的拘束をせざるを得ない状態であるかどうかを、医師と看護師を含む多職種によるカンファレンスで検討する。必要と認めた場合、医師は身体的拘束の指示をする。
- ②医師は同意書を作成し、事前に患者・家族等に説明して身体的拘束開始の同意を得る。ただし、直ちに身体的拘束が要する切迫した状況で、事前に同意を得ることが困難な場合は、身体的拘束開始後直ちに家族等に説明して同意を得る。
- ③患者・家族等の同意を得られない場合は、身体的拘束をしないことで起こり得る不利益や危険性を説明し、診療録に記載する。
- ④身体的拘束中は身体的拘束の態様および時間、その際の患者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- ⑤身体的拘束中は毎日、身体的拘束の早期解除に向けて、カンファレンスを実施する。カンファレンスでは、やむを得ず身体的拘束を行う 3 要件を踏まえ、継続の必要性を評価する。
- ⑥医師はカンファレンスの内容を踏まえて身体的拘束の継続または解除の有無を指示する。
- ⑦身体的拘束を継続する必要がなくなった場合（3 要件を満たさなくなったとき）は、速やかに身体的拘束を解除する。

▼入院患者等に対する周知

当該指針の入院患者等に対する周知はホームページ等を利用して行う。

▼おわりに

患者が身体的拘束を行わざるを得ない状態である要因によっては、患者の病状および全身状態の安定を図ることが、安全な身体的拘束の実施、早期解除につながる。各職種は、身体的拘束における各々の役割を意識して患者の医療・ケアを提供する。

2026年6月1日

身体的拘束最小化チーム